

多摩川水系

三沢川河川整備計画

平成27年4月

東京都
神奈川県

目次

第1章 流域及び河川の概要.....	1
第2章 河川の現状と課題.....	9
第1節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項.....	9
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	12
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項.....	14
第3章 河川整備計画の目標に関する事項.....	16
第1節 計画対象区間及び計画対象期間.....	17
第2節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項.....	17
第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	18
第4節 河川環境の整備と保全に関する事項.....	18
第4章 河川の整備の実施に関する事項.....	19
第1節 河川工事事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	19
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	22
第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項.....	24
第1節 河川情報の提供に関する事項.....	24
第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項.....	25
第6章 総合的な治水対策の取組み.....	25

第1章 流域及び河川の概要

本計画では、三沢川流域の三沢川、三沢川分水路の2河川のうち東京都管理区間および神奈川県管理区間を対象とする。図1-1に三沢川流域の流域図を示す。

三沢川は、東京都稲城市・神奈川県川崎市を流れる流路延長約9.9km、流域面積約16.9km²の多摩川水系の河川であり、9.9kmのうち、東京都の管理する延長5.7kmの区間と、神奈川県が管理する延長2.4kmの区間が一級河川、上流の川崎市麻生区を流れる延長1.8kmの区間は、川崎市が管理する準用・普通河川である。神奈川県川崎市麻生区黒川の谷戸に源を発し、北東に流れた後、東京都稲城市に入り、丘陵部の谷底平野を鶴川街道沿いに流下する。JR武蔵野貨物線と交差した後、流向を東に変え、稲城市役所の脇を抜けた後、京王相模原線と交差し、再び川崎市（多摩区）に入り、多摩川の二ヶ領上河原堰の下流に流れ込んでいる。

三沢川分水路は、三沢川流域の治水対策の一環として、多摩ニュータウン稲城地区の開発に伴い雨水排水のために建設されたトンネル河川であり、三沢川中流部（東橋上流）で本川から分流し、途中2箇所雨水幹線を併せ、JR武蔵野貨物線と並進して、JR南武線多摩川鉄橋の上流側で多摩川に注ぎ込む延長約2.7kmの一級河川である。

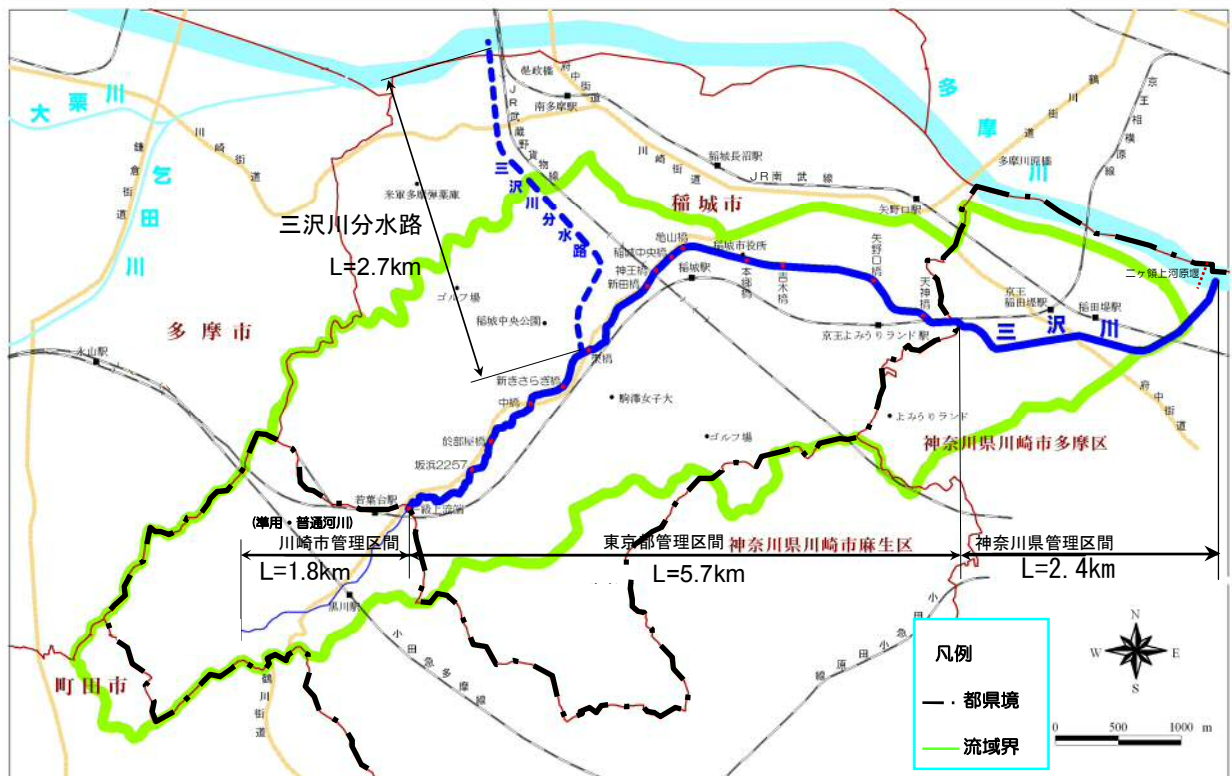
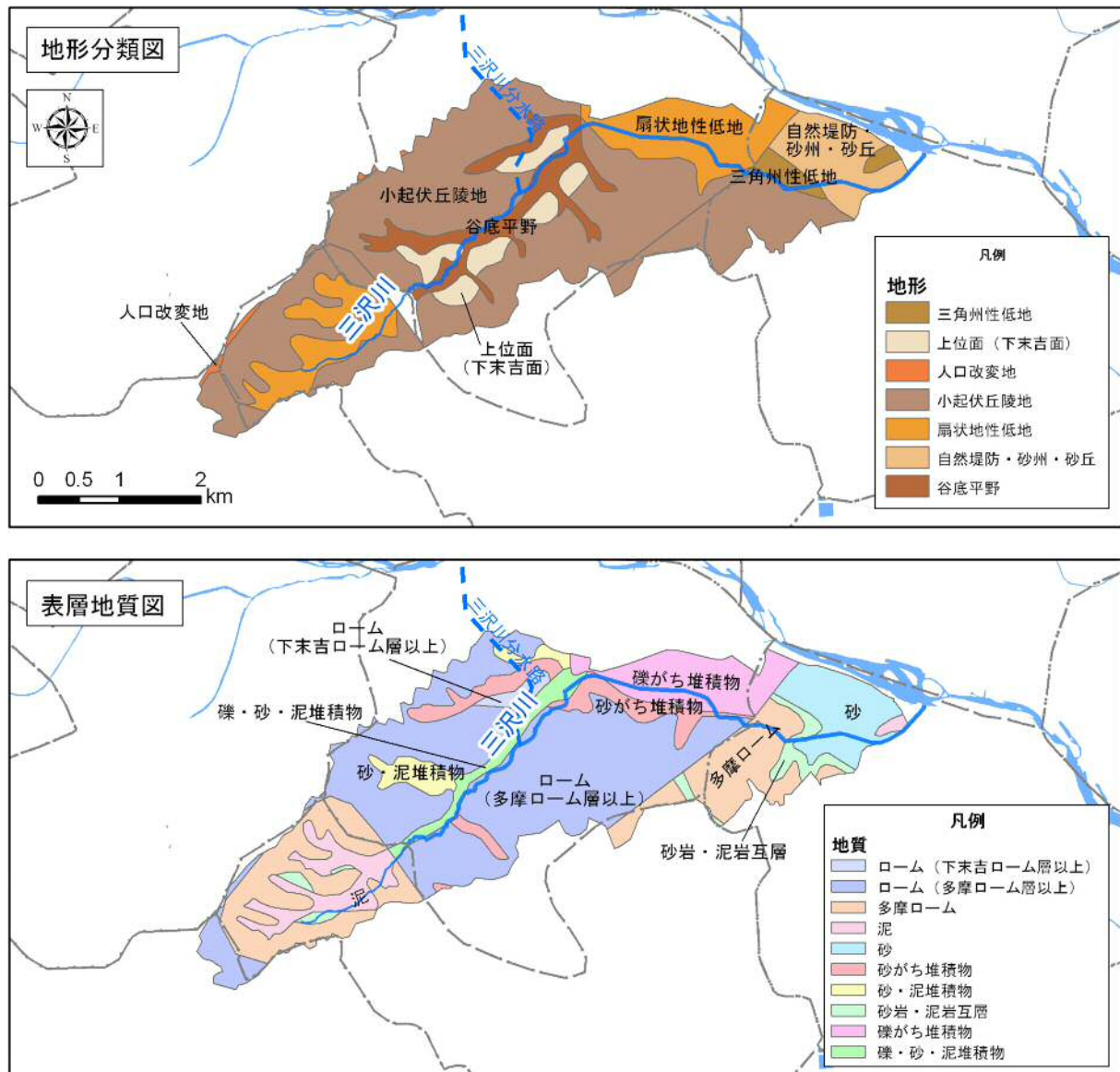


図1-1 三沢川流域図

(地形・地質)

三沢川は多摩川の中流域に位置し、流域の地形は上・中流部が多摩丘陵と呼ばれる小起伏丘陵地や下末吉台地、下流部が多摩川の沖積低地（三角州性低地や自然堤防・砂州等）である。上・中流部の三沢川流路部分は、丘陵地が長年にわたる侵食で形成された谷底平野や扇状地性低地に区分される。

丘陵地の基盤地質は砂岩・泥岩（上総層群）が主で、その上に御殿峠礫層が載り、さらに関東ローム層（多摩ロームおよびそれより上位の面）が丘陵を覆っている。下流部の低地は、多摩川によって運ばれてきた未固結の砂や礫の堆積物が主体である。



出典：土地分類基本調査結果(20万分の1) 国土交通省土地・水資源局
神奈川県 (1975年)、東京都 (1976年)

図 1-2 三沢川流域の地形と地質

(気 候)

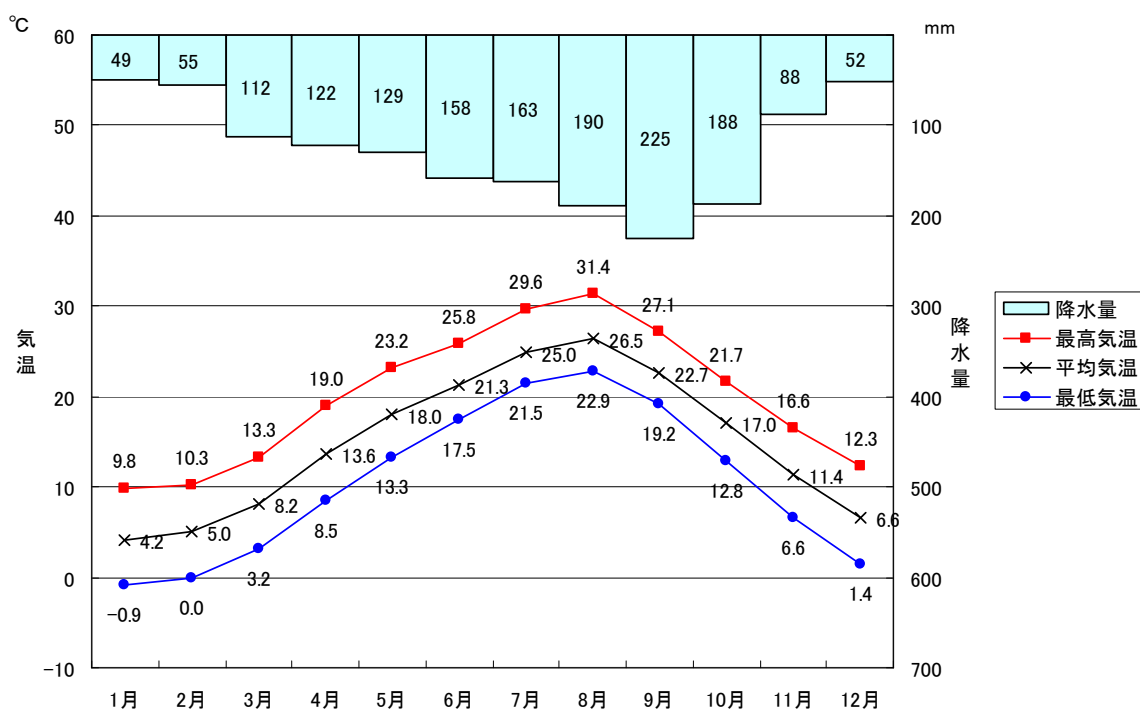
三沢川流域の気候について、流域近傍の気象庁府中観測所における昭和56年～平成22年の30年間の平均値と東京観測所（大手町）との比較を示す。月別の値を比較すると、気温は1年を通じてやや低く、降水量は7～9月にやや多いが、年平均降水量はほぼ同じである。

表 1-1 府中観測所と東京観測所の平均値*との比較

単位 気温：℃ 降水量：mm

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均 気温	府中	4.2	5.0	8.2	13.6	18.0	21.3	25.0	26.5	22.7	17.0	11.4	6.6	15.0
	東京（大手町）	6.1	6.5	9.4	14.6	18.9	22.1	25.8	27.4	23.8	18.5	13.3	8.7	16.3
	東京（大手町）との比較	-1.9	-1.5	-1.2	-1.0	-0.9	-0.8	-0.8	-0.9	-1.1	-1.5	-1.9	-2.1	-1.3
平均 降水量	府中	49.4	54.5	112.4	122.1	129.4	157.8	162.6	189.6	224.6	187.5	87.9	52.2	1,529.7
	東京（大手町）	52.3	56.1	117.5	124.5	137.8	167.7	153.5	168.2	209.9	197.8	92.5	51.0	1,528.8
	東京（大手町）との比較	-2.9	-1.6	-5.1	-2.4	-8.4	-9.9	9.1	21.4	14.7	-10.3	-4.6	1.2	0.9

出典：気象庁府中観測所の昭和56年～平成22年（30年間）の平均値（平均値*）
気象庁東京観測所（大手町）の昭和56年～平成22年（30年間）の平均値（平均値*）



出典：気象庁府中観測所の昭和56年～平成22年（30年間）の平均値（平均値*）

図 1-3 府中観測所の月別平均気温と月別平均降水量

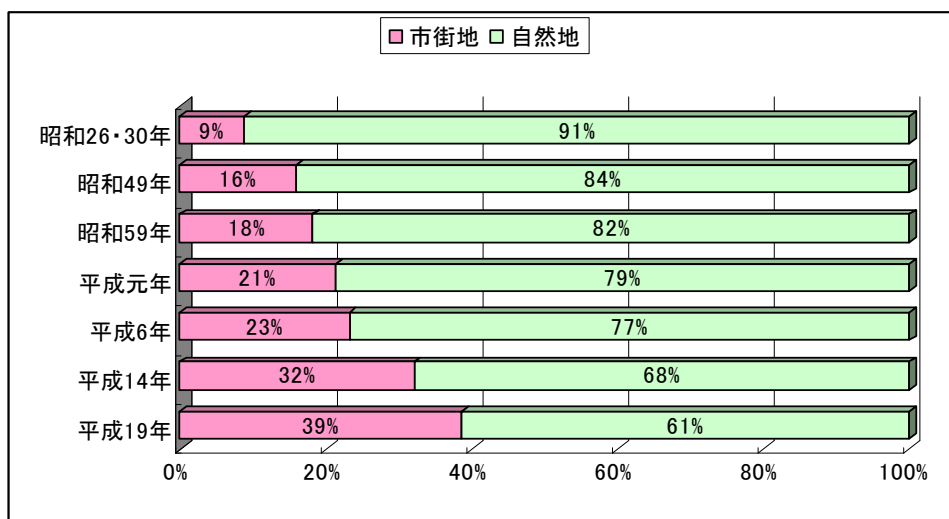
* 平均値：西暦年の1位が1の年から数えて連続する30年間について算出した累年平均値を平均値という。気象庁が10年ごとに更新している。

(土地利用)

三沢川流域の土地利用は、丘陵地と沖積低地、また三沢川の右岸と左岸で違いがある。右岸の丘陵地は、市街化調整区域となっており、里山や雑木林が豊富に残されている。その一方で、土地区画整理事業による緑地空間を保全した計画的な市街地整備も進められている。左岸の丘陵地は、多摩ニュータウン稲城地区の開発により、大規模マンションや戸建て住宅が広がるとともに商業施設も充実している。

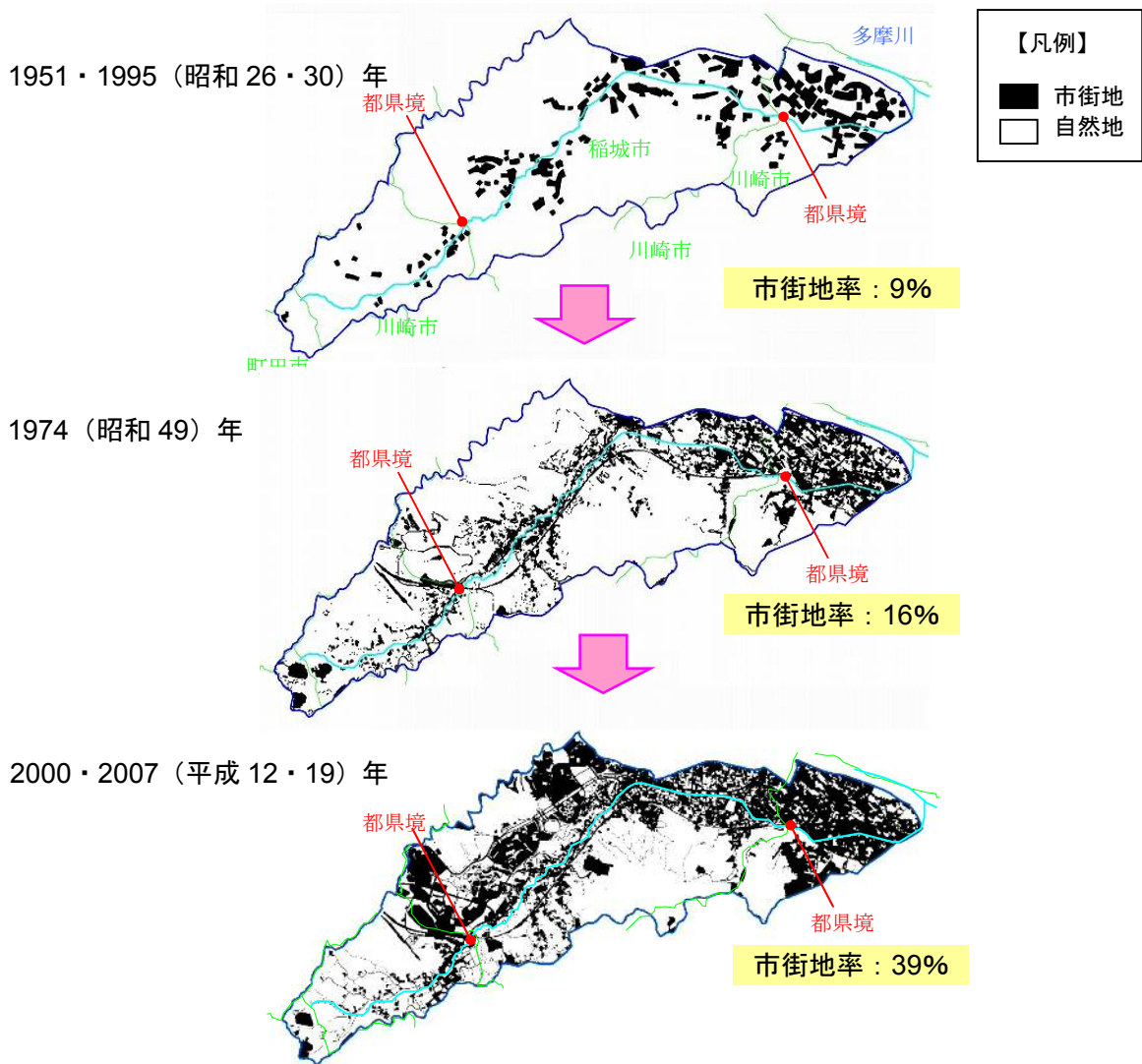
三沢川沿いの沖積低地には、住宅地と特産品の梨やブドウを生産している果樹園が混在している。住宅と果樹園以外の土地利用としては工業用地があるが、全体に占める割合は小さい。また、最下流域（川崎市内）では果樹園の割合は低くなり、住宅地の密度が非常に高くなる。

三沢川流域の土地利用と市街地化の変遷を図1-4及び図1-5に示す。三沢川流域では市街地率は39%（平成19年）まで増加したが、開発地への人口流入により今後も都市化が進んでいく流域である。



出典：昭和26・30年は1/5万旧版地形図、昭和49、59年、平成元、6年は「細密数値情報（10mメッシュ土地利用）」建設省国土地理院、平成14、19年は東京都内は「東京都市計画地理情報システム」東京都市整備局、神奈川県内は平成14、19年共に「数値地図5000（土地利用・H12）」国土交通省国土地理院より集計。

図1-4 三沢川流域の土地利用



出典：昭和26・30年は1/5万旧版地形図、昭和49年は「細密数値情報（10mメッシュ土地利用）」建設省国土地理院、平成12・19年は東京都内は「東京都都市計画地理情報システム」東京都都市整備局、神奈川県内は「数値地図5000（土地利用・H12）」国土交通省国土地理院より作成

図1-5 三沢川流域の市街化の変遷

(人 口)

三沢川流域（稲城市全域および川崎市多摩区）の人口の推移を図1-6に示す。

三沢川流域では、高度経済成長期以降、宅地等の進出が始まり人口が増え始めた。東京都稲城市の人口増加は昭和55年頃に一旦鈍化したが、昭和63年の向陽台住区、平成7年の長峰住区、平成11年の若葉台住区と多摩ニュータウン事業による入居が相次いで開始され、人口増が現在も続いている。また、土地区画整理事業による都市基盤整備が現在行われており、今後も人口の増加が見込まれている。

神奈川県管理区間の流域は、川崎市多摩区に該当する。現在の多摩区が施行された昭和57年以降の人口の推移は、緩やかであるが増加傾向にあり、現在もその傾向は続いている。

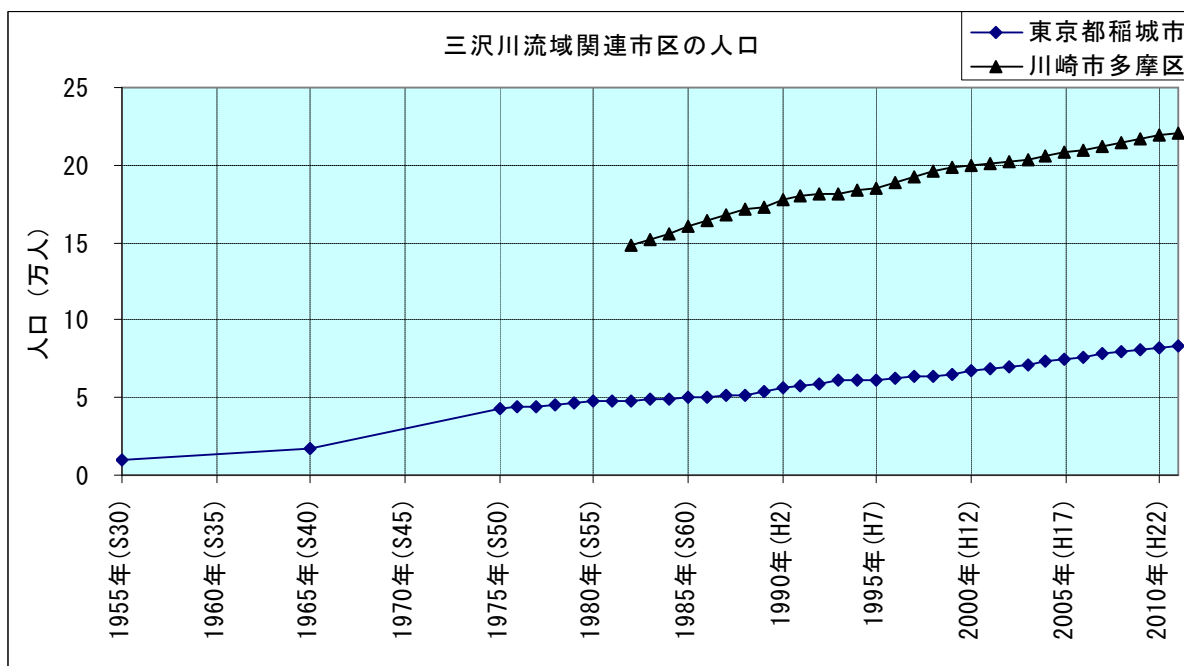


図1-6 三沢川流域の人口の推移

出典：住民基本台帳

(下水道)

三沢川流域に係る下水道処理分区の平成25年度末の下水道普及状況を表1-2に示す。汚水の普及率は、概ね98~99%である。雨水については、多摩ニュータウン区域を中心に都市計画決定されており、これらの区域では整備が進んでいるが、それ以外の広い範囲で未整備となっている。

表1-2 平成25年度末下水道普及状況

都道府県市区名	処理区名称	汚水			雨水		
		行政人口(人)	普及人口(人)	普及率(%)	都市計画決定面積(ha)	整備済区域面積(ha)	整備率(%)
東京都稲城市	南多摩	86,268	85,052	98.6%	1,581.20	406.13	25.7%
神奈川県川崎市	黒川分区	10,458	10,374	99.2%	-	-	-
	黒川排水区	-	-	-	292.00	222.00	76.0%
	三沢分区	58,433	57,367	98.2%	-	-	-
	三沢川排水区	-	-	-	184.00	84.40	45.9%

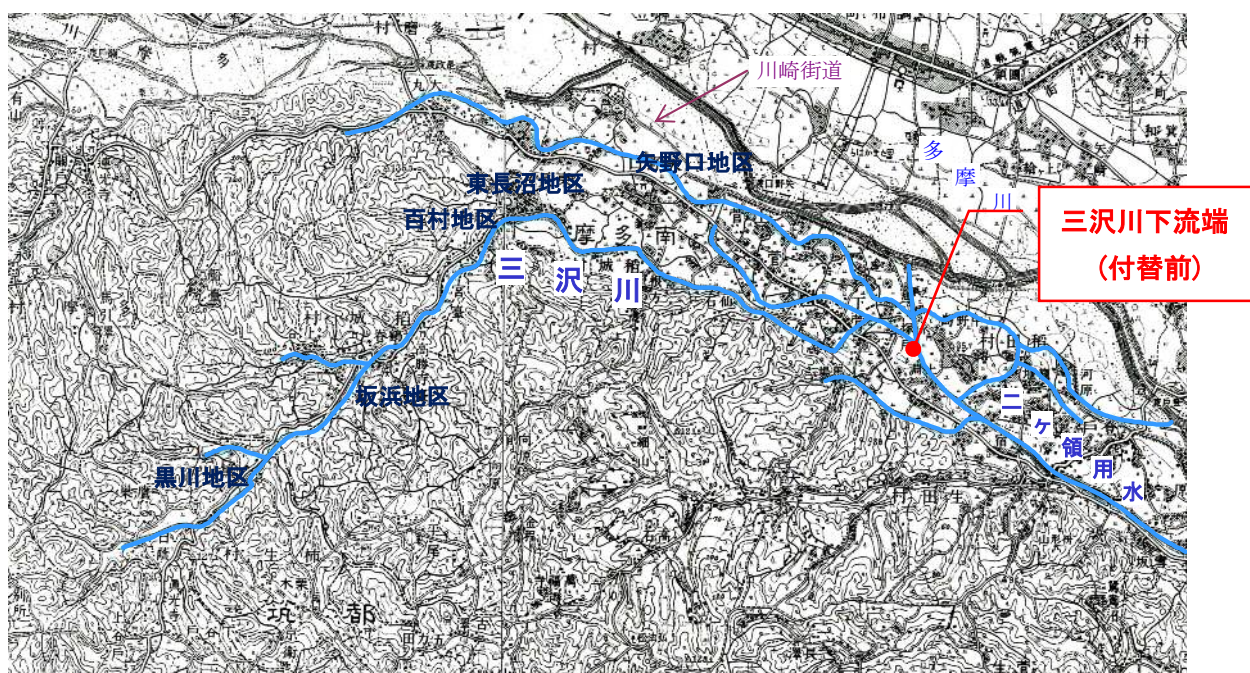
出典：稲城市下水道課および川崎市上下水道局資料による。

(歴史と由来)

三沢川の名称の由来として、「川崎市黒川地区で三つの沢水を集めて流れるところからつけられた川名」という説がある。三沢川は、かつては水田や果樹園への灌漑用水や水車の利用が主であった。坂浜・百村地区の水田には直接水が引き込まれ、また本郷用水・幸方用水に分水して、東長沼・矢野口地区の南部でも灌漑に利用されてきた。水車は、田に水を汲み入れるほか、水の流れを利用して米や麦を精米したり、麦を挽いて小麦粉にするなど農家にとって重要な動力であった。

図1-7に大正10年頃の三沢川周辺の地形図を示す。北側の多摩川には広い河原と、数多くの川筋が形成されており、三沢川との間には水田と集落が広がっていた。三沢川の上流は狭い谷戸田になっており、傾斜地の畑と雑木林に囲まれて、炭焼きや養蚕等を営む農家が点在していた。

また、都県境より下流区間は、以前は二ヶ領用水へ流入する流路であったが、昭和18年に治水対策のために現在の流路に付け替えが行われて以降は、三沢川は多摩川へ直接流入するようになった。なお、旧川は用水路として残存しており、「旧三沢川」と呼ばれている。



出典：国土地理院旧版地形図より作成

図1-7 大正10年頃の三沢川周辺の地形図



出典：「写真でみる稲城今昔」稲城市教育委員会、平成 15 年 3 月

図 1-8(1) 昭和 48 年頃の稲城市東長沼付近の三沢川の様子



図 1-8(2) 昭和 50 年頃の川崎市多摩区菅二丁目付近の三沢川の様子

第2章 河川の現状と課題

第1節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(河川事業の経緯と現状)

三沢川の東京都管理区間は、流域の開発に伴う河川への雨水流出量の増大へ対応するため、昭和49年に改修事業に着手した。

その後、多摩ニュータウン稲城地区の開発に伴う雨水排水の検討について、昭和52年の「稲城地区排水計画委員会」の答申及びその具体化の過程における建設省(当時)の指導を受け、稲城地区の排水と三沢川の流量調節機能を兼ねた分水路の設置が方向づけられ、昭和54年3月に三沢川及び三沢川分水路全体計画を策定した。

三沢川分水路は、東京都と日本住宅公団(当時)で施行分担し、昭和59年3月に完成した。

三沢川の護岸改修は、神奈川県管理区間は既に完成しており、東京都管理区間についても都県境から新きさらぎ橋上流の約3.9kmの護岸改修が完成している。

新きさらぎ橋上流の未改修区間では、東京都施行の坂浜平尾土地区画整理事業が計画されていたが、社会経済情勢の変化など、事業を取り巻く環境が大きく変化したことから、計画は見直された。

今後は、組合施行による土地区画整理事業の進捗等にあわせて河道整備を実施していくことが必要である。

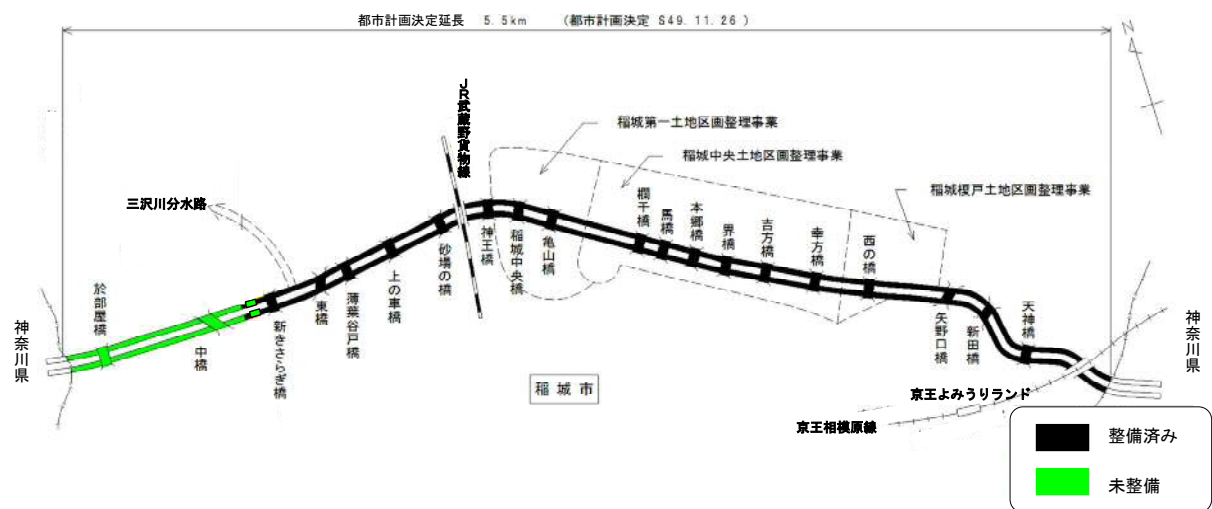


図2-1 三沢川(東京都管理区間)の改修状況



三沢川の神奈川県管理区間の改修履歴は下図のとおりである。昭和45年～平成5年にかけて護岸工・河床工・橋梁架替を行い、現在の河道形状は全体計画の「実施計画規模」（流下能力 $200\text{m}^3/\text{s}$ ）で完成している。

また、多摩川合流点～JR南武線鉄橋下流までの区間においては、既設パラペット護岸をアクリル板で嵩上げし、三沢川からの溢水はん濫を防止する整備を行ってきた。パラペット高さについては、検討時点（H12年度）における多摩川本川の河川整備計画目標流量時の三沢川合流点水位（ $Q=4,500\text{m}^3/\text{s}$ に対して A.P. 28.324m）に、本川余裕高である 1.2m を加算した高さとして、A.P. 29.524m と設定した。

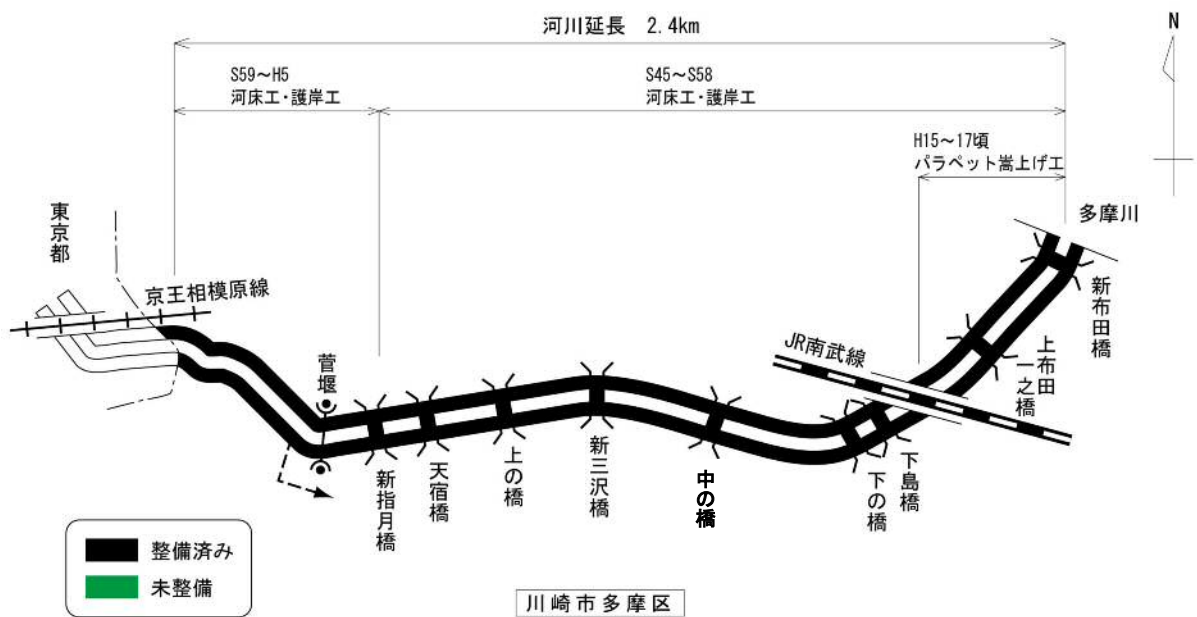


図 2-1(2) 三沢川（神奈川県管理区間）の改修状況



新三沢橋を上流側より臨む



東京都・神奈川県境付近

(主な水害状況)

三沢川流域は、過去に昭和33年9月の狩野川台風（台風第22号）、昭和41年6月の台風第4号の際などに被害があった。

三沢川流域のうち、東京都管理区間において昭和49年以降に5棟以上の被害があった水害の状況を表2-1に示す。昭和49年以降で溢水が生じたのは、昭和49年6月、昭和51年9月、平成元年8月の3回であり、それ以外は全て内水被害となっている。

表2-1 三沢川流域における水害の状況（10棟以上）

年月日	洪水要因	時間 最大雨量 mm	日雨量 mm	浸水面積 ()内は溢水 ha	浸水家屋数 ()内は溢水 棟
昭和49年6月9日	集中豪雨	19.5	36.0	0.3 (0.3)	15 (15)
昭和50年6月10日	梅雨前線	22.5	63.0	1.6	42
昭和51年9月9日	台風第17号	40.0	214.0	17.6 (7.1)	699 (110)
昭和52年8月17日～19日	集中豪雨	19.0	79.5	0.8	29
昭和53年4月6日	集中豪雨	59.0	100.0	1.1	29
昭和57年9月12日	台風第18号	40	135	26.5	63
平成元年8月1日	集中豪雨	63	138	0.31 (0.31)	21 (21)
平成3年9月18日～20日	台風第18号	53	208	1.24	127
平成6年7月12日	大雨	88	89	0.07	13
平成11年8月13日～14日	集中豪雨	47	224	0.04	10

出典：「水害記録」東京都建設局河川部

なお、神奈川県管理区間では、昭和51年9月の水害について家屋浸水等の一般資産被害や、河川護岸の損傷などの公共土木被害の報告がなされている（表2-2）。護岸の損傷が報告されている箇所は新三沢橋～菅堰までの区間であり、浸水被害もこの周辺であったと推測できる。以降、平成5年までの間に東京都境までの護岸改修を終えており、近年では河川からの溢水による水害の記録はない。

表2-2 昭和51年台風第17号における水害の状況（神奈川県管理区間）

年月日	洪水要因	時間 最大雨量 mm	日雨量 mm	浸水面積 ha	浸水家屋数 棟
昭和51年9月9日	台風第17号	68.0	228.5	48.6 (農業被害面積)	5,801

出典：「災害報告書」川崎市

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

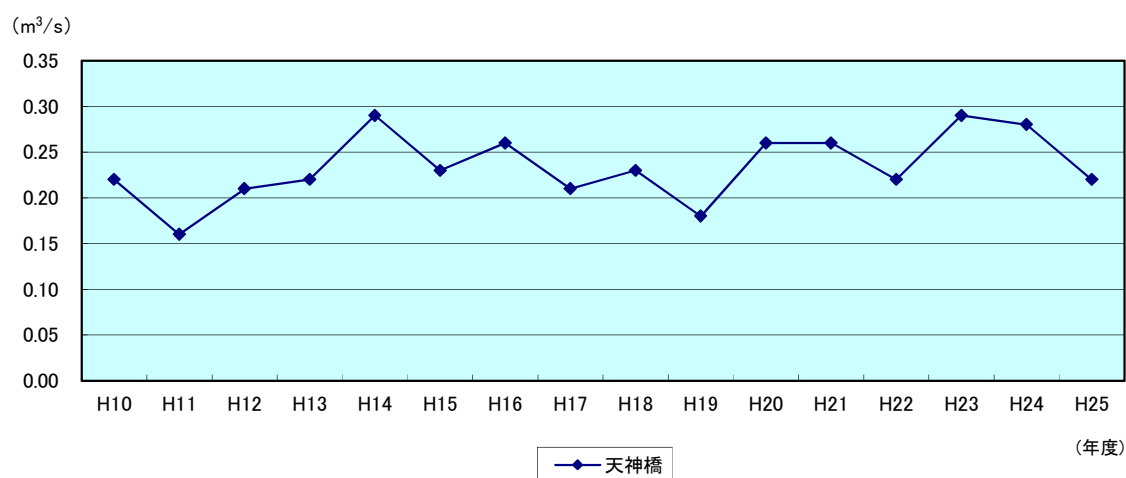
(水利権・漁業権)

三沢川流域の東京都管理区間で、上水・工業用水・農業用水等の水利権及び漁業権の設定はない。

一方、神奈川県管理区間では、慣行水利権が1件（三沢川取水堰）あるが、漁業権の設定はない。

(水量)

三沢川で実施している公共用水域水質測定結果による年平均水量を図2-2に示す。天神橋では、0.15~0.3 m³/s となっている。年ごとのばらつきはあるものの、水量の減少傾向などは見られない。



出典：「公共用水域水質測定結果」各年、東京都環境局

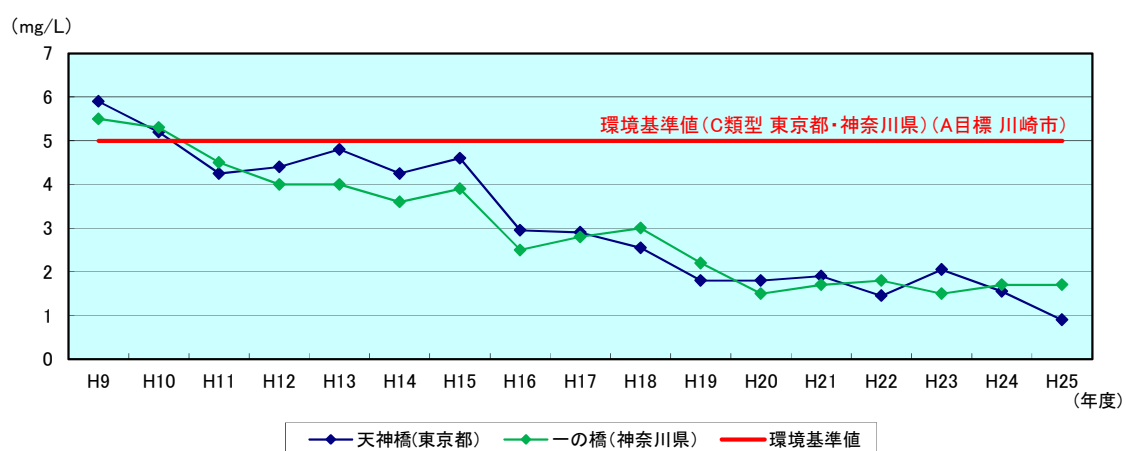
図2-2 三沢川（天神橋）の年平均水量の経年変化

(水質)

天神橋地点（東京都稲城市）および一の橋地点（神奈川県川崎市）の BOD75%値の経年変化を図 2-3 に示す。

天神橋地点においては、生活環境の保全に関する環境基準にて C 類型（BOD の場合 5mg/L 以下）に指定されている（平成 9 年 5 月 13 日 東京都告示）。平成 10 年までは基準値を超えていたが、平成 11 年以降は環境基準を達成している。

同様に、一の橋地点では、生活環境の保全に関する環境基準の C 類型（BOD の場合 5mg/L 以下）に指定されている（平成 15 年 10 月 7 日 神奈川県告示）ほか、川崎市水環境保全計画（平成 24 年 10 月 川崎市策定）にて A 目標（BOD の場合 5mg/L 以下）に指定されている。平成 10 年までは基準値を上回る値で推移していたが、平成 11 年以降は環境基準値を満たしている。



出典：「公共用水域水質測定結果」各年、東京都環境局、川崎市環境局

図 2-3 三沢川における水質（BOD75%値）の経年変化

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

(親水性)

図2-4に三沢川流域における親水利用状況図を示す。

三沢川の東京都管理区間には、親水拠点として河川に降りる階段や緩傾斜護岸、階段護岸が整備されている箇所がある。こうした箇所は、市民が水辺にふれあうことができる空間として親しまれている。

改修済み区間では管理用通路が整備されており、散策やウォーキングなどを楽しむ人々の姿が見られる。また、幸方橋～神王橋間は管理用通路沿いが桜並木となっており、桜の花が彩る頃には花見をするために多くの人々が集い賑わう。

新きさらぎ橋上流の未改修区間は、河畔林の存在等、自然環境に恵まれるが、管理用通路が未整備であり、水辺へのアクセスも困難な状況である。

神奈川県管理区間の親水利用箇所としては、天宿橋上流の「菅親水広場」があげられる。平成22年3月に整備されたもので、川に降りるための緩やかなスロープや階段などがあり、川の中に飛び石が配置されている。

また、神奈川県管理区間の上流端の城下人道橋付近にも親水スペースを設けており、人が水際へ近づけるようになっている。



図2-4 三沢川親水利用状況図

(河川の生態系)

三沢川流域の生物調査の結果を表 2-2 に示す。生物調査の状況は東京都、神奈川県及び流域市が実施した調査結果をまとめたものである。

〔植物〕

上流部の未改修区間ではヨシ、イヌコリヤナギ、オノエヤナギ等の湿性環境特有の種群が多く見られる。

〔魚類〕

アブラハヤやタモロコ、モツゴ、コイ等の河川中流から下流域にかけて分布する種が優占しているが、貴重種のホトケドジョウも確認されている。

〔鳥類〕

水辺性のコサギ、カルガモ、キセイレイ、ハクセキレイ、カワセミなどが確認されている。

〔哺乳類、両生類、爬虫類〕

三沢川沿いの農耕地などでは哺乳類のイタチ、爬虫類のヤマカガシ、両生類のニホンアカガエル等が確認されている。

三沢川では、生物の生息・生育・繁殖の場を創出、確保するため、可能な区間で河床部における滞筋の整備をはじめ、瀬・淵の形成、水際植生の創出、高低差に配慮した落差工にて水生生物の移動を確保する工夫などを行っている。動植物の良好な環境を再生するには、縦断的及び横断的に良好な河川環境が連続する必要がある、今後も良好な水辺環境を創出していく必要がある。

	神奈川県管理区間(多摩川合流点～都県境)	東京都管理区間(都県境～一級終点)
植 物	ヒメガマ、オギ、ユキヤナギ、セイタカアワダチソウ、アカメガシワなど	ヨシ、イヌコリヤナギ、 オノエヤナギ 、 オナモミ など
鳥 類	コサギ、カルガモ、ハクセキレイ、カワセミ、 ツバメ など	コサギ 、カルガモ、コガモ、キセイレイ、 セグロセキレイ 、ハクセキレイ、 カワセミ など
哺乳類	—	イタチなど
両生類・爬虫類	ニホンスッポン 、ニホンヤモリなど	ヤマカガシ 、 ニホンアカガエル 、 ツチガエル など
魚 類	アユ、 スミウキゴリ 、ヨシノボリ、 コイ 、 ウグイ 、 カマツカ 、 ニゴイ 、オイカワ、 シマドジョウ など	アユ、 マルタ 、オイカワ、 カマツカ 、タモロコ、モツゴ、 ニゴイ 、コイ、 アブラハヤ 、 キンブナ 、ヨシノボリ、カワムツ、 ドジョウ 、 ホトケドジョウ 、 メダカ など

表 2-2 三沢川流域の主な生物確認種

出典：平成 9・10・11・12・13 年度水生生物調査結果報告書（平成 11 年 3 月～平成 15 年 3 月、東京都環境局環境評価室）

「三沢川全体計画変更及び基本計画委託報告書」（平成 7 年 3 月、東京都多摩都市整備本部宅地造成事務所）

「鶴見川他 14 河川水辺の国勢調査委託報告書」（平成 19 年 3 月、平成 24 年 3 月 東京都建設局）

「平成 24 年度河川改修工事調査業務委託その 1」（平成 25 年 2 月、神奈川県県土整備局）

「川崎市公害研究所年報」第 24 号、第 28 号、第 38 号、パンフレット「川崎市の川」「川のいきもの」川崎市

注：赤字は環境省レッドリストの掲載種（平成 24・25 年）、青字は東京都の保護上重要な野生物種（本土部）2010 年版（東京都）の掲載種、紫字は神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006 の掲載種、緑字は全てのリストに掲載があるもの

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

(計画の基本理念)

三沢川は、市街地を流れる都市河川の一面と、良好な自然環境を残している上流域の自然河川の一面を併せもっている。そのため、今後河川工事を実施する区間の河道整備や維持管理については、治水上の安全性を確保した上で、生態系や親水性、景観にも配慮した川づくりを行うこととし、「地域の暮らしと景観を守り、うるおいと安らぎを与える水辺空間の創造」を計画の基本理念とする。

(三沢川の将来像)

本河川整備計画では、施設整備の目標として、当面1時間あたり50ミリの降雨による洪水を河道により安全に流下させることとするが、計画期間内であっても整備の進捗や流域の自然・社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて整備水準の見直しを行う。

将来的には、流域全体で概ね年超過確率1/50～1/100年の降雨に対応できるよう治水水準の向上を図り、人々が安心して生活できる川を目指していく。

さらに各々の川がそれぞれの地域に活着していることを踏まえ、その地域の個性を活かしたものとするため、地域や人々の協力を通して、「地域に活きた親しめる川の復活」を進め、望ましい川の姿を実現していく。

第1節 計画対象区間及び計画対象期間

(計画対象区間)

本計画の対象区間は、法定河川のうち一級指定区間とする。

表 3-1 計画対象区間一覧

流域	河川名	上流端	下流端	延長
三沢川	三沢川	東京都稲城市坂浜地内 (一級指定区間上流端)	神奈川県川崎市多摩区布田地内 (多摩川合流点)	8.1km
	三沢川 分水路	東京都稲城市坂浜地内 (三沢川分派点)	東京都稲城市大丸地内 (多摩川合流点)	2.7km

(計画対象期間)

本計画の対象期間は、概ね10～20年とする。

ただし、対象期間内であっても整備の進捗や流域の自然・社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて整備水準の見直しを行う。

第2節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

本計画では、施設整備の目標は、1時間あたり50ミリの降雨により発生すると想定される洪水を河道により安全に流下させることとする。多摩川合流点～新きさらぎ橋上流区間は既に護岸改修が完成し、三沢川分水路と合わせて1時間あたり50ミリの降雨に対して河道の安全度が確保されていることから、今後は機能の確保を目標とする。また、新きさらぎ橋上流から一級指定区間上流端については、河道整備により治水安全度の向上を図っていく。図3-1に流量配分図を示す。

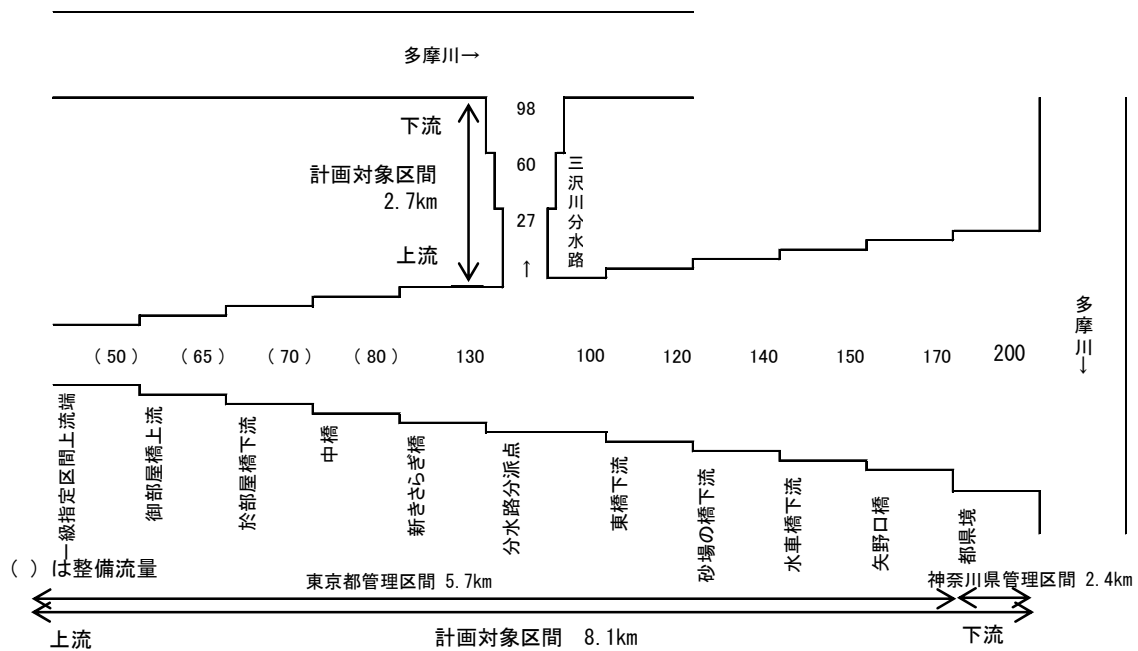


図 3-1 計画流量配分図

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量（いわゆる正常流量）については、今後、関係機関等と連携してその設定に努める。また、流域市や関係機関と調整・連携して、既存水路網の保全や湧水の維持・活用、雨水流出抑制施設整備による地下水の涵養等を図り、適正な流量を確保できるよう、今後さらに検討を行っていく。

水質については、環境基準を達成しており、今後は現状水質よりさらに上位基準の水質を目指す。

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

今後も三沢川が地域に活かした川として親しまれるように、散策やお花見等で人々が集い賑わう空間と子ども達が水辺に親しむなど、潤いと安らぎを与える空間の創出を目指す。

また、多種多様な生き物が生息できるような川づくりにより、生き物と人が共生できる良好な河川空間の創出を目指すとともに、周辺の景観と調和した水と緑の季節感のある地域景観の形成を目標とする。

第4章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(河川工事の目的、種類及び施行の場所)〔東京都管理区間〕

(1) 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

新きさらぎ橋より上流の未改修区間について、稲城市の土地計画など周辺の開発に合わせて、1時間あたり50ミリの降雨により発生する洪水を河道により安全に流下させるため、護岸改修、河道掘削及び橋梁架替等を実施する。

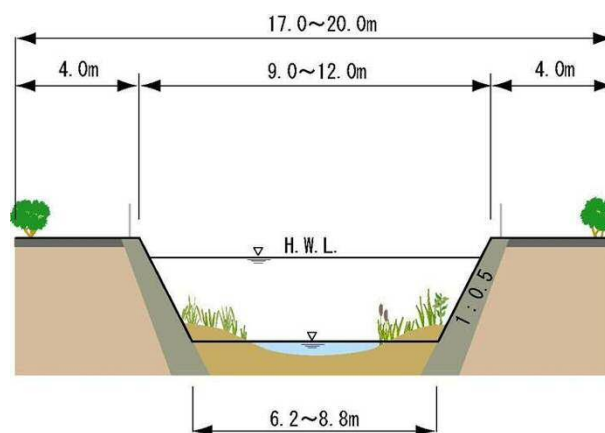
河道整備にあたっては、親水性や生態系に配慮するとともに、周辺の良い自然環境や景観にも配慮した護岸形状を検討するなど地域のまちづくりと協力・連携していく。

なお、「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～平成24年11月」において、多摩部河川では、時間最大65ミリ降雨に目標整備水準を引き上げることとした。三沢川については、今後、整備の進捗や流域の自然・社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて整備水準の見直しを行う。

さらに、三沢川流域に整備済みの河川施設は、整備計画期間（概ね10～20年）において、老朽化等による機能低下が懸念されるため、施設の改良を行うとともに、堤防等の質的整備を実施する等、必要に応じて適切な措置を講じる。

表4-1 治水施設整備に係る施行の場所

50mm/hr 対応の河道整備	約 1.6km
・護岸改修、河道掘削、管理用通路整備、橋梁架替	約 1.6km
新きさらぎ橋～都県境（一級指定区間上流端）	(改修延長)



(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

東京都管理区間の流域においては、水量を確保し、良好な水循環を形成するための施策として、緑地や田畑等の保水・浸透域を保全し、浸透ます・浸透トレンチ・透水性舗装等の雨水貯留浸透施設の設置の促進について地元自治体や関係機関と連携して進める。

水質改善のための施策として、下水道の整備や河川の清掃について、地元自治体や地域住民、関係機関等と連携して進める。また、可能な範囲で河道形態に変化を持たせ、河川が本来有する自浄作用の向上を図る。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

①親水整備

新きさらぎ橋～都県境（一級指定区間上流端）間の河川改修に併せて、河川幅に余裕のある箇所においては、人々が水辺に親しめるような傾斜の緩やかな護岸や階段を設置した護岸の整備を行う。

また、河川管理用通路についても平常時は人々が水辺の散歩路として利用できるよう整備を行う。



緩傾斜護岸の整備イメージ（矢野口橋上流）

②生態系に配慮した川づくり

河道内の護岸工等治水対策との調和を図りつつ、魚類や水生植物等の生態系を復元するために瀬や淵、ワンドなどの形成、水際の植生、高低差に配慮した落差工などを行う。



落差工の改良の整備イメージ



水際の植生の整備イメージ

表 4-2 河川環境施設整備に係る施行の場所

親水整備・生態系に配慮した川づくり	約 1.6km
新きさらぎ橋～都県境（一級指定区間上流端）	約 1.6km (改修延長)

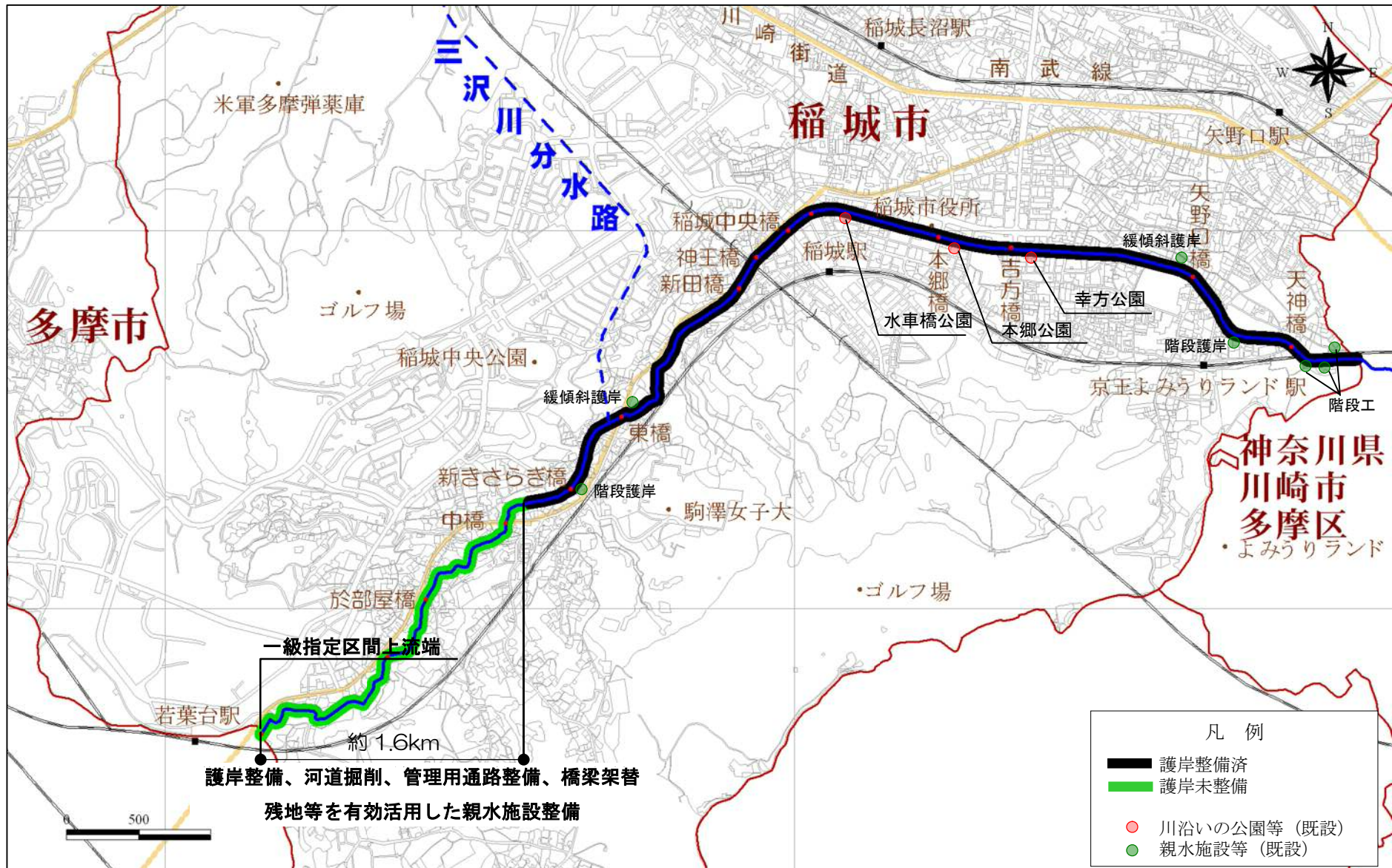


図4-1 整備位置図

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(河川の維持の目的)

河川の維持管理は、洪水による災害の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の観点から河川の機能が十分に発揮されるよう適切に行うこととする。

(河川の維持の種類及び施行の場所)

河川の維持管理は、三沢川(東京都管理・神奈川県管理の一級指定区間)及び三沢川分水路の法定河川全区間において実施する。

表 4-3 三沢川流域の法定河川維持管理区間

流域	河川名	区 間	延 長
三 沢 川	三沢川	自：都県境（一級指定区間上流端） 至：多摩川合流点	8.1km
	三沢川分水路	自：三沢川分派点 至：多摩川合流点	2.7km

(洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項)

- ・護岸等の河川管理施設については、洪水に対する所要の機能が十分に発揮されるよう巡視、点検等により状況を把握するとともに、補修、更新等の必要な対策を行う。
- ・河道内に堆積した土砂については、環境上の影響にも配慮した上で、所定の河道断面を確保するために適切に浚渫を行う。
- ・河床の洗掘に伴う河床低下については、護岸等の河川管理施設が所要の機能を発揮されるよう、巡視、点検等により状況を把握するとともに環境上の影響にも配慮して必要な対策を行う。
- ・河川敷地内の草木については、洪水の流下を阻害することがないように、適正に管理する。ただし、除草や伐採等の時期や方法については、環境上の影響に十分配慮する。
- ・三沢川分水路については、洪水に対する所要の機能が十分に発揮されるように流入口や吐出口に溜まった土砂の浚渫と流入口のスクリーンに絡まったゴミ等の除去を適切に実施する。
- ・洪水時の円滑な水防活動のために、水防災総合情報システムで収集した気象情報、雨量、河川水位をリアルタイムで情報提供し、水防上注意を要する箇所を定めるなど、水害の軽減に努める。
- ・三沢川水門の操作・管理者である国土交通省京浜河川事務所との間で、洪水時の水文データおよび施設操作に係わる情報共有を行い、三沢川下流区間での的確、迅速な水防活動に備える。
- ・洪水や地震の発生により護岸等の河川管理施設が被災した場合には、迅速かつ適切に復旧対策を行う。

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に関する事項)

- ・親水施設等の河川管理施設について、その機能が確保されるよう、関係機関、市民団体等と連携し、適切に維持管理を行う。
- ・秩序ある河川利用がされるようゴミなどの不法投棄、河川敷地の不法占用、河川内での迷惑行為に対して地元自治体や関係機関と協力し、防止・是正に努める。
- ・関係機関と連携して水量・水質の調査を定期的実施し、水量・水質の現状を把握するとともに、生活排水に関する啓発活動等、地域住民、市民団体及び関係機関と連携協力を図ることで水質の保全に努めていく。
- ・動植物に配慮した良好な河川環境の維持管理を図るために地域住民、市民団体等と連携し植栽管理や河川清掃などを実施する。
- ・河川への外来種の無秩序な放流や動植物の生息・生育・繁殖環境を損ねる利用については関係機関と協力して防止に努める。

第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川情報の提供に関する事項

洪水による被害を最小限にとどめるために、浸水予想区域図を利用した洪水ハザードマップ等の作成支援を行うとともに、インターネットや携帯電話による雨量、水位などの防災情報の提供・充実、流域市による警戒避難態勢の充実、防災教育など、関係機関と連携してソフト対策を推進する。

また、多様化する地域住民の高いニーズに応えるため、治水のみならず、河川に関する様々な情報について、インターネットや各種印刷物での提供、河川愛護月間などの取組を推進するなどの広報活動により、河川の整備及び河川愛護に広く理解が得られるよう努める。



図 5-1(1) 浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図（東京都管理区間 平成 20 年 3 月公表）

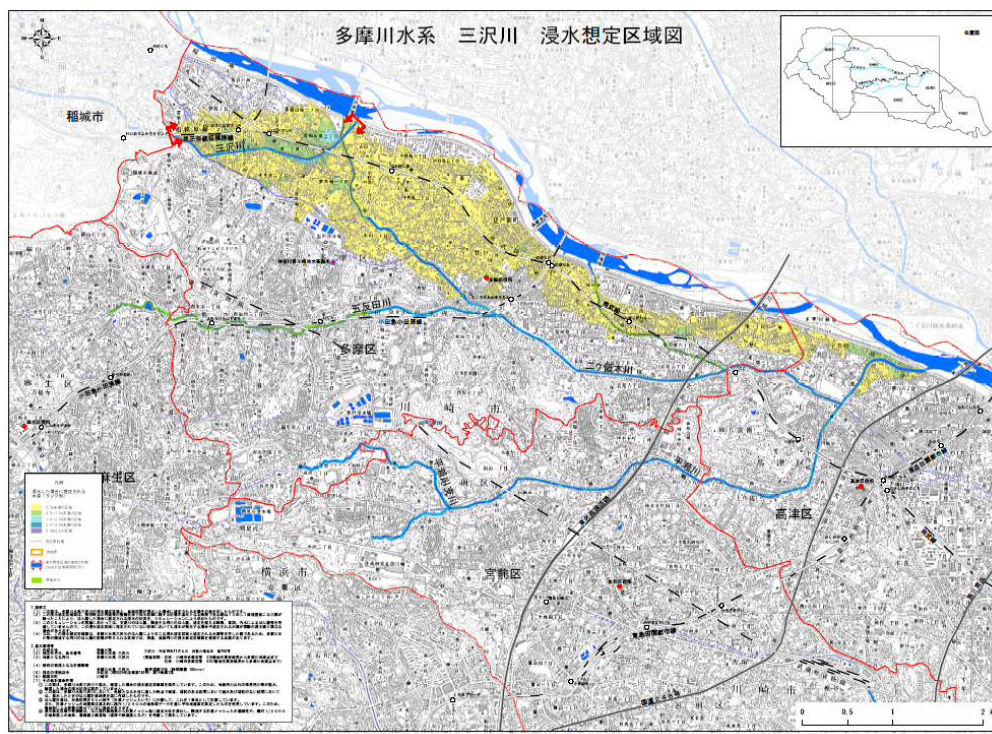


図 5-1(2) 三沢川 浸水想定区域図（神奈川県管理区間 平成 19 年 11 月公表）

第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項

(情報、意見の交換)

河川の整備、維持管理について、地元自治体や地域住民との情報や意見の交換を行い、河川管理上支障ない範囲で地域の意向反映に努めるとともに、河川に対する住民と行政との共通認識を醸成し、良好なパートナーシップの形成に努める。

(河川愛護活動)

河川清掃など、日常的な管理については、活動する市民団体等を支援するなど、住民参加を推進していく。

(総合的な学習)

身近な自然体験の場として、河川を環境学習に活用するため、地域や関係機関による活動を支援する。

(広域防災機能)

地震発生後の防災用水として、関係機関と連携し、三沢川の河川水の有効利用に努め、地域の防災機能の強化を支援する。

(水質事故への対応)

水質事故について、流域自治体や関係機関と連携して被害の拡大防止、円滑な原状回復に対応する。

(多摩川流域協議会)

多摩川流域においては、国土交通省が中心となり関係34自治体による「多摩川流域協議会」を設立している。

協議会においては、「豊かであるおいのある多摩川水系を次の世代に継承する」ことを目的に、多摩川流域を博物館と捉えて環境学習等を進める「多摩川流域リバーミュージアム」と多摩川の有すべき水量について考える「多摩川水流実態解明プロジェクト」を実施しており、今後も協議会の事業として連携して取り組んでいく。

第6章 総合的な治水対策の取組み

東京都では、総合的な治水対策を推進するため、都内区市町村と連携して「東京都総合治水対策協議会」を設置し、雨水流出抑制施設として貯留・浸透施設の設置について各開発事業者に対して協力の依頼を行っている。また、住民の関心を高め、協力を得るため施設見学会などPR活動も実施している。

神奈川県では、県内市町村と連携して「神奈川県流域対策連絡協議会」を設置し、総合的な浸水被害対策を実施するために必要な協議を実施している。

今後は、これまで以上に河川・下水道等の連携を深め、治水施設の整備を進めるとともに、都市化の進む流域の現状を踏まえ、降った雨をできるだけその場に溜め、地下水を涵養するとともに、河川の流量回復に寄与する良好な水循環の形成も含めた雨水流出抑制対策を推進していく。